

令和3年第8回(8月)

上越市選挙管理委員会定例会

1 日 時 令和3年8月4日(水)午後2時

2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 401会議室

3 付議事項

議案第26号 選挙人名簿の抹消について

議案第27号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間について

議案第28号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票用紙及び仮投票用封筒などの様式等について

議案第29号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における点字投票用紙の様式等について

議案第30号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第31号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について

議案第32号 上越市議会議員補欠選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて

議案第33号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

議案第34号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板の印の指定について

議案第35号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

議案第36号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

議案第37号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

- 議案第 38 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について
- 議案第 39 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について
- 議案第 40 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同について
- 議案第 41 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長事務取扱場所の指定について
- 議案第 42 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時について
- 議案第 43 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票及び選挙会の参観人の数について
- 議案第 44 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について
- 議案第 45 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所を設ける場所について
- 議案第 46 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開設日の指定について
- 議案第 47 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開閉時刻の変更について
- 議案第 48 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を設ける場所について
- 議案第 49 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について
- 議案第 50 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の順序について
- 議案第 51 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票の順序について
- 議案第 52 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
- 議案第 53 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印について

議案第 54 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体が掲示する政治活動用
ポスターへの証紙の貼付について

議案第 55 号 衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

4 協議事項

協議 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の仕様
について

協議 2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における入場券の様式等につい
て

協議 3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における入場券の様式に
ついて

協議 4 裁判員候補者予定者名簿の調製について

協議 5 検察審査員候補者予定者名簿の調製について

5 報告事項

報告 1 選挙管理委員会事務局の事務室移転について

報告 2 令和 3 年度全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部総会における書面表
決結果について

報告 3 令和 3 年第 3 回（9 月）上越市議会定例会の準備状況について

報告 4 専決処分した内容について

6 その他

次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 2 年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

投票で 明るい未来に 翔く私 中郷小学校 6 年 林 莉央 さん

議案第 26 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者及び職権消除者を選挙人名簿から抹消する。

令和 3 年 8 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 7 月 31 日 の間の	死亡者数 A	96	100	196
	転出者数 B	653	561	1,214
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		749	661	1,410

参考

令和 3 年 7 月 1 日現在の 選挙人名簿登録者数 E	77,777	81,778	159,555
差引登録者数 (E-D) F	77,028	81,117	158,145

議案第 27 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の移
替えを選挙期日後に延期する期間について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職
選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の登録
の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和 3 年 10 月 9 日（土）から令和 3 年 10 月 31 日（日）まで

※ 10 月 10 日（日）から入場券作成作業開始

（10 月 8 日告示予定）

議案第 28 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票用紙及び仮投票用
封筒などの様式等について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票
用紙（点字投票用紙を除く）、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒を次の様式等により調
製する。

1 投票用紙の様式 別紙 1 のとおり

2 投票用紙などの色及びインクの色

区分	投票用紙及び封筒の色	字色・印影の色
上越市長選挙	白色	投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は紺色のインクで印刷し、上越市選挙管理委員会の印は紺色のインクで刷り込むものとする
上越市議会議員補欠選挙	クリーム色	投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷し、上越市選挙管理委員会の印は赤色のインクで刷り込むものとする

（10 月 24 日告示予定）

議案第 29 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における点字投票用紙の様式等について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における点字投票用紙を次の様式等により調整する。

- 1 点字投票用紙の様式 別紙 2 のとおり
- 2 点字投票用紙の色及びインクの色

区分	点字投票用紙の色	字色・印影の色
上越市長選挙	オレンジ色	点字投票である旨の表示は、黒色のインクで印刷し、上越市選挙管理委員会の印は黒色のインクで刷り込むものとする
上越市議会議員補欠選挙	空色	点字投票である旨の表示は、黒色のインクで印刷し、上越市選挙管理委員会の印は黒色のインクで刷り込むものとする

(10 月 24 日告示予定)

議案第 30 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙におけるポスター掲示場について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 8 項及び上越市長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 7 年条例第 37 号）第 2 条の規定により、また、同日執行予定の上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条の規定により、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

- 1 ポスター掲示場の設置場所
上越市長選挙 別紙 3 のとおり (1,031 か所)
上越市議会議員補欠選挙 別紙 4 のとおり (524 か所)

(設置完了後直ちに告示予定)

議案第 31 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の使用日の指定について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 10 項の規定により準用する同法同条第 5 項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

- 1 ポスターを掲示することができる日 令和 3 年 10 月 24 日（日）

(10 月 8 日告示予定)

議案第 32 号 上越市議会議員補欠選挙におけるポスターの検印又は証紙の取扱いについて

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 1 条の規定によるポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターについて、上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条の 2 に規定する上越市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の行う検印、又は委員会から交付を受けた証紙を貼付してあるものとして取り扱うこととする。

なお、候補者に交付する証紙の枚数は次のとおりとし、公営ポスター掲示場へのポスター未掲示分がある候補者で証紙の追加交付を希望する場合は、未掲示分の箇所数の範囲内で交付する。

- 1 候補者に交付する証紙の枚数

上越市議会議員補欠選挙 原則として 676 枚（法定数 1,200 枚－ポスター掲示場設置箇所数 524 か所）

(10 月 24 日告示予定)

議案第 33 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(10 月 24 日告示予定)

議案第 34 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車表示板等の印の指定について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 5 項及び第 143 条第 1 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 4 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条に規定する上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 号）第 9 条第 1 項の規定により刷り込むものと定める。

(10 月 24 日告示予定)

議案第 35 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における氏名等掲示の順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により、投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 候補者氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 会議室
日 時 令和 3 年 10 月 24 日（日） 午後 5 時 30 分

(10 月 24 日告示予定)

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 36 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2 及び上越市議会議員及び上越市長の選挙公報発行に関する条例（昭和 54 年条例第 40 号）第 4 条第 2 項の規定による選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 会議室
日 時 令和 3 年 10 月 24 日（日） 午後 5 時 30 分

(10 月 24 日告示予定)

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 37 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 127 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

- 1 上越市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
告示日の選挙人名簿登録者総数 × 81 円 + 310 万円
- 2 上越市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
告示日の選挙人名簿登録者総数 ÷ 議員定数 32 × 501 円 + 220 万円

(10 月 24 日告示予定)

議案第 38 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告書の受付等について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定による選挙運動に関する収支報告書を次のとおり受け付け、あわせて同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、同収支報告書の要旨の公表を告示により行うこととする。

- 1 第 1 回報告書の受付
選挙の期日から 15 日以内
※ 提出日までの一切の寄附及びその他の収入並びに支出を記載した選挙運動に関する収支報告書の受付
- 2 第 2 回目以降の受付
第 1 回報告書提出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について、当該の寄附及び収入並びに支出がなされた日から 7 日以内
※ 随時受付

(告示はいずれも受付後速やかに行う)

議案第 39 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙運動従事者等の実費弁償及び報酬の額について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 129 条第 1 項から第 4 項までの規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に支給することができる実費弁償及び報酬の額並びに選挙運動のために使用する労務者に支給することができる実費弁償及び報酬の額を次のとおり定める。

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し、支給することができる実費弁償の実費額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ウ 宿泊料（食事料二食分を含む） 一夜につき 12,000 円
 - エ 弁当料 一食につき 1,000 円、一日につき 3,000 円
 - オ 茶菓料 一日につき 500 円

- 2 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら自動車上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 一日につき 10,000 円以内
 - イ 専ら自動車上における選挙運動をする者 一日につき 15,000 円以内
 - ウ 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき 15,000 円以内
 - エ 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき 15,000 円以内

- 3 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃及び車賃 上記 1 のア・イに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき 10,000 円

- 4 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000 円以内
 - イ 超過勤務手当 一日につき基本日額の 5 割以内

(10 月 24 日告示予定)

議案第 40 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の開票事務は選挙会場において選挙会の事務にあわせて行うことを定める。

(10 月 24 日告示予定)

議案第 41 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長事務取扱場所の指定について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

1 選挙長の事務を取り扱う場所

上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室

2 所在地

上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

※ ただし、10 月 24 日（日）午前 10 時までとし、これ以降は上越市役所木田第 2 庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局室とする。

(10 月 24 日告示予定)

議案第 42 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票及び選挙会を行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項、第 78 条及び第 79 条第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市議会議員補欠選挙の開票及び選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票及び選挙会を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2
リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム
日 時 令和 3 年 10 月 31 日（日）午後 9 時

(10 月 24 日告示予定)

議案第 43 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票及び選挙会の参観人の数について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における開票及び選挙会の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

1 開票の参観人の数 先着順 250 人以内

(10 月 24 日告示予定)

議案第 44 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所 別紙 5 のとおり

(10 月 23 日告示予定)

議案第 45 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所を設ける場所について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 1 項の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所 別紙 6 のとおり

(10 月 24 日告示予定)

議案第 46 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開設日の指定について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 39 条の規定による期日前投票所の開設日を次のとおり定める。

- 1 開設日を定める期日前投票所 別紙 7 のとおり

(10 月 24 日告示予定)

議案第 47 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の開閉時刻の変更について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 40 条第 1 項ただし書の規定による開閉時間を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開閉時刻を変更する期日前投票所 別紙 8 のとおり

(10 月 24 日告示予定)

議案第 48 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所 別紙 9 のとおり

(10 月 24 日告示予定)

議案第 49 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所 別紙 10 のとおり

(10 月 24 日告示予定)

議案第 50 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の順序について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票の順序を次のとおり定める。

- 1 投票の順序
 - ① 上越市長選挙
 - ② 上越市議会議員補欠選挙

(10 月 24 日告示予定)

議案第 51 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票の順序について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票の順序を次のとおり定める。

- 1 投票の順序
 - ① 上越市長選挙
 - ② 上越市議会議員補欠選挙

(10 月 24 日告示予定)

議案第 52 号 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において読み替えて準用される同法第 62 条の規定による選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 会議室
日 時 令和 3 年 10 月 28 日（木）午後 5 時 30 分

（10 月 24 日告示予定）

議案第 53 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車表示板等の印について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙において上越市選挙管理委員会が政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車表示板、政談演説会開催告知立札及び看板類を表示する証紙に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 201 条の 11 第 3 項及び同条第 8 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年選管規定第 1 号）第 41 条第 1 項及び第 45 条第 1 項で規定する上越市選挙管理委員会規定（昭和 46 年選管規定第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 条）第 9 条第 1 項の規定により、刷り込むものとする。

（10 月 24 日告示予定）

議案第 54 号 上越市長選挙において政党その他の政治団体が掲示する政治活動用ポスターへの証紙の貼付について

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の上越市長選挙において政党その他の政治団体が掲示する政治活動用ポスターには、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 201 条の 11 第 4 項及び上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年選管規定第 1 号）第 43 条に規定にする上越市選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならないこととする。

(10 月 24 日告示予定)

議案第 55 号 衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 3 年 10 月 21 日に任期を迎える衆議院議員の総選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

- 1 ポスター掲示場の設置場所
別紙 11 のとおり（1,031 か所）

(設置完了後直ちに告示予定)

協議1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の仕様について

令和3年10月31日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の仕様を次のとおり定める。

- 1 規 格
 - ・上越市長選挙 右標題 2段6区画
 - ・上越市議会議員補欠選挙 右標題 2段6区画
- 2 板の材質 再生パルプ耐水ボード（STボード）
- 3 裏 柵 35mm角垂木（杉材）
- 4 印刷色 標題部の選挙名、投票日の数字部分 … 赤色
その他の注意書き、区画番号、柵等 … 黒色
- 5 使用字体等 選挙管理委員会と協議

協議2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における入場券の様式等について

令和3年10月31日執行予定の上越市議会議員補欠選挙における投票所入場券を下記の様式により調整し、白色の用紙に黒色と赤色のインクで印刷するとともに、次のとおり印刷・発送することとしてよいか協議する。

- 1 投票所入場券 別紙12のとおり
- 2 印刷・発送 印 刷 令和3年10月10日（日）～14日（木）
郵便局引渡 令和3年10月14日（木）
約78,000通予定

協議 3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における入場券の様式について

令和3年10月21日で任期を迎える衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券を、白色の用紙に緑色と赤色のインクで印刷することとしてよいか協議する。

協議 4 裁判員候補者予定者名簿の調製について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条に規定する裁判員候補者予定者名簿を次のとおり調製してよいか協議する。

- 1 裁判員候補者の員数 新潟地方裁判所長から割り当てられる数
毎年9月1日までに通知される。前年度は227人
- 2 候補者名簿提出期限 令和3年10月15日までの間で指定される日
前年度は9月14日に提出

協議 5 検察審査員候補者予定者名簿の調製について

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条に規定する検察審査員候補者予定者名簿を次のとおり調製してよいか協議する。

- 1 検察審査員候補者の員数 新潟検察審査会事務局長から割り当てられる数
毎年9月1日までに通知される。前年度は279人
- 2 候補者名簿提出期限 令和3年10月15日までの間で指定される日
前年度は9月14日に提出

報告1 選挙管理委員会事務局の事務室移転について

上越市役所木田庁舎の再編に伴い、選挙管理委員会事務局の事務室が次のとおり移転することを報告する。

- 1 移転後の業務開始日 令和3年8月10日（火）
- 2 移転場所 市役所木田第2庁舎（旧ガス水道局）4階
別紙13のとおり

報告2 令和3年度全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部総会における書面表決結果について

令和3年度全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部総会が書面決議にて実施され、全ての議案について原案のとおり可決承認されたことを報告する。

1 付議案件

- ・令和2年度事業経過概要及び歳入歳出決算認定について
- ・令和3年度役員選出について（上越市は引き続き理事）
- ・令和3年度事業計画及び歳入歳出予算について
- ・令和4年度全国市区選挙管理委員会北信越支部総会の開催市について（長野県東御市） など

報告3 令和3年第3回（9月）上越市議会定例会の準備状況について

標記定例会で審議予定の令和2年度決算認定に係る内容説明のため、次のとおり準備を進めていることを報告する。

- 1 決算概況（各論） 別紙14のとおり

報告 4 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
16	令和 3 年 7 月 27 日	令和 3 年第 8 回（8 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について